

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 平成30年6月13日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総務課	2～7
2	企画振興課・みのわの魅力発信室	8～12
3	税務課	13
4	産業振興課・商工観光推進室	13～15
5	建設課	15～18
6	水道課	18
7	会計課	18
8	議会事務局・監査委員事務局	18
9	請願・陳情	18～21

議事のでんまつ

○13番 中澤総務産業常任委員長 昨日、一昨日と本会議で一般質問ということでご苦勞さまでございました。それでは委員会を始めたいと思います。全員出席でございます。今回の会議録署名委員ですけれども、荻原委員、下原委員にお願いをいたします。それでは会議を開きます。

午前9時 開会

①総務課

○13番 中澤総務産業常任委員長 まず総務課ということでありまして。議案第5号から説明をいただきたいと思っております。課長の方からお願いいたします。課長

○中村総務課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。すみません、委員会に入ります前に4月に総務課にまいりました係長おりますので、自己紹介をさせていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

【係長自己紹介】

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしく申し上げます。課長

○中村総務課長 よろしくお願ひしたいと思っております。それでは議案第5号につきまして東部診療所の関係が3件ございますが、係長に説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○田中人事係長 それでは議案第5号の説明をいたします。2ページの新旧対照表をご確認いただきたいと思っております。こちら箕輪町職員の定年等に関する条例ということで現行医師の定年につきましては65歳までということと定めてあります。これをですね、東部診療所の廃止に伴いまして医師の定年の規定を削除するというものでございます。説明については以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は以上でございます。ご質問ございますでしょうか。浦野委員

○8番 浦野委員 これそのものは分かるが、定年を引き延ばすところが多くなって、65歳とか年金支給年齢の改定に併せて、国が基になると思うが国の定年引き上げのような動きがあるかどうか。

○田中人事係長 昨年度の人事院勧告の方でこれから検討するという方向性が出されておりました、そちらの状況を待っている状況でございます。具体的には年齢いくつまでというのは情報はいただいておりません。あくまでも国の方向に沿って行っていく形になるかと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第5号 箕輪町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。本案を

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第5号は原案のとおり決するものとして本会議に報告してまいります。

続きまして議案第6号 箕輪町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について課長から説明を求めます。課長

○中村総務課長 これにつきましても東部診療所の廃止に伴います条例でございます。つきましては係長から説明させますのでお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○田中人事係長 こちらにつきましては一般職の給料に関する条例で医療職の給料表ということで、お医者さんの給料が定めてありました。こちら東部診療所の廃止に伴いまして給料表を削除するという改正でございます。説明については以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑ございますでしょうか。私から一つ、医療者の給料表に適用される看護師さんはいないのでしょうか。

○田中人事係長 いません。一般職の給料表を適用しています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第6号 箕輪町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第6号は原案のとおり決するものとして本会議に報告してまいります

続きまして議案第7号 箕輪町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。課長から説明を求めます。課長

○中村総務課長 これも東部診療所の廃止に伴います条例の一部改正でございます。係長から説明をさせますのでよろしくお願いたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○田中人事係長 こちらにつきましては特殊勤務手当の条例、2ページを確認していただきたいと思うんですけれども、各種特殊勤務手当が定めております。東部診療所に係わるものとして放射線取扱手当、医療業務手当ということで定めてありましたけれども、東部診療所の廃止に伴いましてこちらに係る特殊勤務手当を削除するものでございます。説明については以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第7号 箕輪町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第7号は原案のとおり決するものとして本会議に報告してまいります。

続きまして議案第9号 箕輪町職員の自己啓発給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 それでは議案第9号でございますが、これにつきましては学校教育法の一部が改正されたことに伴います条例の一部改正でございます。内容につきまして人事係長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中係長

○田中人事係長 説明申し上げたいと思います。こちら2ページを確認いただきたいと思うんですけども、学校教育法の第104条第4項第2号を引用しておりましたけれども、学校教育法の一部が改正となりまして条項がずれたことに伴いましてこちらに対応させる改正でございます。説明については以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第9号 箕輪町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第9号は原案のとおり決するものとして本会議に報告してまいります。

続きまして議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)のうち総務課に係わる分を審査いたします。課長の方から説明をお願いいたします。課長

○中村総務課長 補正予算(第1号)でございます。4月の人事異動に伴います人件費の移動、それから人件費の補正、それから集会所等の補助金などの補正がございますので、それぞれ担当から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長

○川合総務係長 それでは予算書の方でご説明します。歳入の方からですので12ページをお開きいただきたいと思います。12ページ繰入金ということで03財産区繰入金でございます。こちらの方、中曽根財産区からの申し出によりまして60万円を一般会計に繰り入れる

ものでございます。続きまして16ページをお願いいたします。人件費につきましてはこの後人事係長の方で一括して説明いたしますので、総務係に係る部分を説明させていただきます。はじめに0201一般管理費でございます。19の負担金、補助及び交付金の03交付金でございます。歳入の方で説明いたしました中曽根区財産区の繰入金を今度中曽根区の方へ交付するものでございます。続きまして0209集会施設建設事業費でございます。19の負担金、補助及び交付金の02補助金としまして734万3,000円でございます。こちらにつきましては先だつてご説明しました、坂井常会の集会所新築工事の補助金でございます。総事業費税込み1,477万5,588円でございます。その2分の1に該当する734万3,000円の補助金でございます。続きまして18ページをお願いいたします。一番下段の06県知事選挙費でございます。次のページになりますけれども01の非常勤職員の報酬ということで期日前投票立会人、高校生の報酬を5万4,000円。07の賃金としまして臨時職員の賃金の増、それから期日前投票事務従事者、高校生分でございますけれども、こちらの増として総額10万6,000円。それから09の旅費としまして臨時職員の費用弁償2,000円。12の役務費としましてマイナスの16万2,000円ということで報酬から旅費までの分のですね、予算の組替をさせていただくということでございます。これにつきまして歳入の方の県からの交付金が確定しないものですから現行予算の中での予算の組替を行うものでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中係長

○田中人事係長 続きまして人件費の補正の説明をさせていただきたいと思っております。説明につきましては34ページから給与費明細書で説明させていただきたいと思っております。まず特別職に関するものでございます。こちらは去る3月議会におきまして町長の給料を100分の3、1年間抑制する内容の条例改正を可決していただいたところでございます。今回これに合わせまして予算を減額するものであります。給料月額2万4,900円の減額で、12ヶ月分ということで29万8,000円の減額を計上させていただいております。続きまして35ページから一般職のものになります。こちら当初予算時に見込んでいた人員配置と4月1日付の人事配置との相違に対応するものが主な内容でございます。まず全体的な人員の増減の話といたしまして、会計間の異動では国保会計から1名、一般会計異動となっております。給料につきましては、464万円の減額補正となっております。要因は当初見込んでいた給料が高い職員が派遣となった等が減額の主な要因でございます。次に手当でございますが、手当115万7,000円の増額補正となっております。要因は職員の異動、昇給等に伴う増ということで126万3,000円の増額、その他扶養手当等支給対象者の変動に伴う減ということで10万6,000円の減額となっております。詳細につきましては職員手当の内訳に記載されたとおりでございます。次に共済費の補正でございますが、共済費の補正の主な要因といたしまして給料の減額に伴い減額するものが主な要因でございます。なお、今回非常勤職員さんの増額を2名分補正させていただいておりますけれども、こちらにつきましては社会福祉総務費と産業振興課の農業委員会費において補正をさせていただいて

おります。こちらは4月1日に休職扱いとなっている職員の復旧を見込んでいたんですけれども、復帰に至らずに人員を補充する必要が生じまして補正させていただいているというものでございます。人件費についての説明は以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ご質問ある方お願いします。浦野委員

○8番 浦野委員 中曽根区財産区からの繰入金等ですが、どういう理由で60万円になったのか。

○川合総務係長 木の伐採をするという事で、区の方でお願いしたいという事で中曽根区の方へ入れたいということです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 中曽根区のお金を予算を見ると、単純にトンネル勘定しているだけ。ここへ入れるのは一般的にどういう理由ですか。

○川合総務係長 木下財産区もそうですが、貸付け収入が大きい訳です。工業団地に貸している収入が、区の方で使いたい場合があるとき、申出に応じて対応しているのが現状です。区の方で何々の事業をやりたいので財産区にお金があるので区の方へお金を入れてほしいというお願いによってのもの。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。小島委員

○1番 小島委員 松島区坂井常会施設の改修について、734万3,000円。これは多分半分の補助金だと思うが、大体規模とか木造なのか鉄筋なのか分かる範囲で教えていただきたい。

○川合総務係長 木造平屋建てでございます。既存施設を解体して、その跡地に建てるというものでありまして、敷地面積150.71㎡に木造平屋建てで床面積78.26㎡です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 坂井のこのことについては、相当前から心配ごとがあって、色々話が出ていたことがようやく実現されるのかなと、ある意味結構な話なんですけれども、今言うように坂井の区民の人達の感情が皆さんのところでは分からないにしても、区長とか発起人の代表者とか坂井自身の区民の皆さんとの整合性は皆さんに聞くことは酷かもしれないが、そういう事だもんでここへ出てきたと答えられそうなんだけれど、本当にそういう所でこれだけのお金をかけるのは相当住民の皆さん方にも50%の自己負担になる訳ですから、区民の感情的にもそういう部分あるかと思うがその辺の所は耳にしたことはありますか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○川合総務係長 中々難しいご質問かと思いますが、感情的なお話は伺ったことはありませんけれど、坂井については相当寄附金を募ったそうで収入もかなりあって、一戸当たりの負担も軽減できたと聞いています。更に、高齢の世帯、一人暮らし、障がい者世帯とか、金額的配慮をしていると発起人の代表者の方からは伺っている所であります。

○6番 下原委員 行政がその事に係わる事でもないが、良い面で言えばそういうこと、耳に入っていることは前々からこのことについて色々地域の皆さんから相談を受けたりし

ているので、ようやくこうなったのか結構な話だなという反面、今言うような心配があつて良いつていう人はいいが、そんな大きなものを造るのか、何の意味があるのかと片側にいるというのも承知をして、事にあたっていただきたいというお願いを兼ねてお話をさせていただきました。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他に。荻原委員

○3番 荻原委員 今、下原委員からお話がありましたが、自分たちも実際集会所を持っていて非常に維持費がかかる。勿論あがってくるやつなので、町としてその事に対してだめだつて言う事はできないけれど、現実にはそういったお金、維持費がかかるし老朽化してくればいろいろにお金がかかるという、色んな話をする中でダメじゃなくてそういった話は町ではしないんでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長

○川合総務係長 当然地元でそれだけの負担が出来るのか、そういう話は持ってこられた時にしております。特に、議員さんのところもそうだと思いますし、かなりのお金の額のこともお話ありますし、沢上とかかなり狭い、老朽化しているとかそういう話の中で多額のお金が必要になって、更に人口も減っている高齢化もしている。本当に大丈夫なんですかという話は常々させていただいているところであります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 19ページ、知事選の高校生の立会の予算がもってあるが、高校生の場合バイト料ではないが大人と同じ単価であるかその辺は。

○13番 中澤総務産業常任委員長 川合係長

○川合総務係長 高校生の立会人に関しては、公職選挙法で定められておまして、当日の立会人、期日前の立会人はいくらと定められています。こちらに関しては法令に基づいての額の支給になります。なお、アルバイト料の事務従事者については裁量があるので、出来るだけ良い単価にして多くの高校生に係わってもらいたいと設定しております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)総務課に係わる部分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものと本会議に報告してまいります。

【総務課 終了】

②企画振興課・みのわの魅力発信室

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは再開をいたします。議案第4号 箕輪町移住体験住宅設置条例制定についてを議題といたします。課長から説明をお願いいたします。課長

○社本みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 議案第4号 箕輪町移住体験住宅設置条例制定について説明を申し上げます。この条例は提案理由のとおり、箕輪町への移住促進及び地域活性化を図るため箕輪町移住住宅の設置管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。細部につきましては係長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 鈴木係長

○鈴木みのわの魅力発信室係長 それでは私の方で議案第4号 箕輪町移住体験住宅設置条例制定につきまして細部の方の説明をさせていただきます。まず最初に第1条でございますが、こちら趣旨でございます。こちらは体験住宅はこれまでですね、旧東部診療所の医師住宅の方を利用してまいったところでございます。しかし今回、箕輪町国民健康保険診療所設置条例の廃止に伴いまして体験住宅に位置付けを明確にするために今回こちらの条例を定めるものでございます。よろしく願いいたします。第2条でございます。体験住宅の設置について定めるものでございます。箕輪町への移住を希望する者に対し、箕輪町の自然また生活環境の体験等の機会を提供するものとなっております。第3条が体験住宅の名称及び位置ということでまたご覧いただければと思います。続きまして第4条でございます。体験住宅を利用できる者の資格ということで定めたものでございます。こちらにつきましてはおめくりいただきまして裏面ですね、すみません、ご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては箕輪町に住所を有しない者で箕輪町へ移住を希望する者及びまたその家族の方を要件としておりますのでよろしく願いいたします。続きまして第5条でございます。利用の申込み及び承認について定めるものでございます。こちらにつきましては町長の承認を受け、利用の方を承認するものでございます。または必要な手続きにつきましては、別に規則の方を定めて運用等をしてまいりたいと思っております。第6条につきましては体験住宅の利用期間について定めるものでございます。連続する7日以内というものでございます。第7条 体験住宅の利用料について定めるものでございます。こちら今までどおりと同じように無料としておるものでございます。続きまして第8条でございます。体験住宅の利用者の義務について定めるものでございます。こちら第1項で利用者は常に善良なる利用者としての注意を払わなければならないこと。また、第2項で利用終了後につきましては原状回復を義務しているものの規定でございます。続きまして第9条でございます。利用の制限についての定めでございます。こちらにつきましては利用者がこの条例に違反する場合は承認の取消し等を定めているものでございます。第10条 損害賠償について定めるものでございます。こちら第1項におきまして利用者が体験住宅の建物等を破損した場合の損害賠償の義務を負うものを規定するものでございます。続き

まして第11条、こちらにつきましては施行に当たっての意義の定めというものでございます。附則第1項といたしまして施行期日は公布の日というもので定めているものでございます。第2項につきましては箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例を一部改正させていただきまして、同条例の第3条第31号中の「削除」となっているものを「箕輪町移住体験住宅」に改めるものでございます。以上第4号議案の細部説明でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行います。ご質問ある方お願いします。浦野委員

○8番 浦野委員 第10条の損害賠償について、一週間以内と言う短い期間ですが、いわゆる検査をするのが帰った後にすると思うが、そうすると中々知らないとか、うやむやになってしまう事があるのですが、その点検査の時期等どのように考えているのかお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 鈴木係長

○鈴木みのわの魅力発信室係長 退去にあたりましては、退去する時に職員と一緒に立会をしまして退去をしていただいていますので、一緒に同席をして審査をするものでございます。以上でございます。

○8番 浦野委員 それなら良いと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。暴力団排除条例第2条第2号に規定するというのは、そっちを知らないで申し訳ないが指定暴力団員というのですか。係長

○鈴木みのわの魅力発信室係長 条例が手元にないのですが、暴力団員だとかそういうものを指定している条例の第2条第2号の規定でございますのでそういうものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 山口組とか指定暴力団に属している人ですか。それとも一般的な指定暴力団じゃない暴力団もいるが。

○鈴木みのわの魅力発信室係長 ちょっと今条例を持っていないので。

○13番 中澤総務産業常任委員長 分かたらまた教えてください。他に。荻原委員

○3番 荻原委員 これ暴力団員という言い方だけでも、よく反社会的勢力という言い方にすると色々な面で含まれるけれど、暴力団員という話になるとどういう範囲、組員、準組員とかいろいろあるが、どういう町では判断基準はどうしているのか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 鈴木係長

○鈴木みのわの魅力発信室係長 手元に条例がないので申し訳ないのですが、こちらの第2条第2号でどのように規定しているか調べさせていただいて後ほどご回答でもよろしいでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 結構です。他にございますか。それでは討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第4号 箕輪町移住体験住宅設置条例制定についてを採決いたします。原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり決しました。

今度は11号になりますね。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)のうち企画振興課及びみのわの魅力発信室に係わる分についてを審査いたします。それでは課長の方から説明をお願いいたします。課長

○毛利企画振興課長 それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計の補正予算(第1号)でございますが企画振興課、それからみのわの魅力発信室に関する部分につきまして説明を申し上げます。細部につきましてはそれぞれの担当の係長からページに追いつきながら説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高橋財政係長 それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。それでは5ページをおめくりください。5ページでございます。第2表 地方債の補正でございます。まず上段、追加の部分でございます。児童福祉施設整備事業債ということで340万円を限度額として借入を予定しております。これにつきましては児童発達支援事業所の改修工事に当たる設計業務委託料に伴うものでございます。それから下段でございます、こちら変更となります。公共事業等債ということになってございます。補正前が5,770万円、30年の3月の補正のときをお願いをしたものでございますが、それを今回1,490万円増をしまして7,260万円の補正ということでお願いしたいと思っております。こちらにつきましては道路改良等の事業推進に伴いまして補助金の交付決定の増額に伴う事業費の増ということで起債の方を借入れるというものになってございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮まちづくり政策係長 では続きまして9ページをご覧ください。歳入の17款の県支出金でございます。2目の総務費県補助金ですが、こちら右に移っていただきまして、総務管理費補助金の上段です、0236 移住・定住推進事業費に74万5,000円の増というものでございます。こちら地域発元気づくり支援金の内示を受けたことに伴い県補助金の収入を計上するというものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 清水係長

○清水若者・女性活躍推進係長 では17ページの方にお移りください。歳出になります。0234の結婚支援事業費になります。12の役務費、通信運搬費のほうを3万9,000円増とさせていただきます。こちらは携帯電話からスマートフォンへの変更に伴いまして通信費の増となっております。18の備品購入費になります。こちらは結婚相談用のタブレッ

ト端末の購入費となります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮まちづくり政策係長 0236の移住・定住推進事業費になります。こちら先ほど9ページの方で歳入の方の説明を差し上げましたが、それに伴っての財源組替という形になりまして国県支出金に74万5,000円、こちら一般財源と組み替えるというものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 高橋係長

○高橋財政係長 33ページをおめくりください。33ページ14款の予備費でございます。今回の補正に伴いまして予備費の方から430万7,000円減をしているというものでございます。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 企画振興課、予算に関する部分以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ご質問ある方はお願いたします。荻原委員

○3番 荻原委員 17ページの結婚相談用タブレットとはどういうものなののでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 清水係長

○清水若者・女性活躍推進係長 ハッピーサポートみのわの登録者の中から希望がありましたら長野県の結婚マッチングシステムという有料のものに登録出来るようになっております。こちらに関して、長野県内中で結婚相談の登録が出来るようになっておりますので、こちらを使用する場合にはタブレット端末を見ながら相手を選ぶようなものになっております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 それは希望者ということでやるという事ですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 清水係長

○清水若者・女性活躍推進係長 こちらにつきましては、あくまで希望者ということになりまして2年間で5,000円の会費をいただきますのでそうです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)企画振興課分、みのわの魅力発信室についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しまし

た。

会議を再開いたしまして、先ほどの件についてお答えいただきます。鈴木係長

○鈴木みのわの魅力発信室係長 先ほど荻原委員からご質問いただきました、条例第4条の部分でございます。箕輪町暴力団排除条例の規定の部分でございますが、こちらにつきましては指定暴力団のみならず団体の構成員の方が、集団的にまた常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体も含んでいるというものでございます。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 それは暴力団員という書きの方が良いのか。これは反社会的勢力という書きの方が良いような気がするが。違うのかな、暴力団員でないものとあるけれど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 室長

○社本みのわの魅力発信室長 この暴力団員に関する法律の定義に基づきまして、第2条第2号におきまして反社会的というようなことではなくて定義とすると暴力団という記載がありますので、この条例に記載する場合にも条例の文言を用いるという方がよろしいかということでこういう書き方にさせていただいております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員が言っている、反社会的勢力という人も含まれるということですか。室長

○社本みのわの魅力発信室長 この暴力団に関する法律の第2条第2号によりますと、暴力団の定義といたしまして団体の構成員といたしまして、カッコ書きで更にその団体の構成員を含むとなっております。その暴力団というのは、その団体の構成員が集団的にまた常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体をいうとなっております。そういう定義を法律上はしているという感じでございます。

○8番 浦野委員 反社会的勢力はすごく広くなってしまう。どうやってその人が該当するかということは難しい。暴力団の方がそれを特定するのにしやすい。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 申込みがあった方の調査は、どんな形で行うのでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 室長

○社本みのわの魅力発信室長 申込書のところに、ここにあります要件につきまして記載する欄がありますので、基本的には自主申告という形になっております。これに反するということが判明した場合は、第9条によりまして利用の制限ということで承認を取り消すということもありますけれども、基本的には申込書に書いて自主申告で書いていただいたものによりまして判断させていただくということになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 自己申告だったら、私は暴力団なんて申告しないけれど。よろしいですか。それでは、企画振興課、みのわの魅力発信室に係る審査を終了します。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

③税務課

○13番 中澤総務産業常任委員長 再開をいたしますが、税務課につきましては議案がありませんのでお願いいたします。

【税務課 終了】

④産業振興課・商工観光推進室

○13番 中澤総務産業常任委員長 会議を再開いたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）産業振興課、商工観光推進室に係る分について審査をいたします。課長から説明をお願いいたします。三井課長

○三井産業振興課長 それでは平成30年度一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。詳細説明につきましてはそれぞれの担当の係長より説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長

○丸山農業委員会事務局次長 補正予算の13ページをご覧いただきたいと思います。22款の諸収入の雑入であります。0601の委員会費ということで3,000円。こちらにつきましては先ほどの総務課の人事の係長の方から説明があったと思うんですけども、今回休業明けの職員が入る予定だったところ、引き続きの休業になったということで非常勤を採用することになりまして、その非常勤を採用したことに伴い雇用保険の本人負担分ということで3,000円あげております。続きまして25ページをお願いしたいと思います。6款の農業委員会費0601であります。こちらが先ほどの説明したとおり非常勤職員の報酬、あと共済、社会保険料、雇用保険料、あと旅費ということで通勤費に当たる部分でありますけれども、非常勤職員の費用弁償ということであげております。金額につきましては01の報酬が128万円、共済費につきましては社会保険料として20万3,000円、雇用保険料として1万5,000円、09の旅費としまして非常勤職員費用弁償ということで3万1,000円予算計上しておりますのでよろしくをお願いいたします。

○市川農業振興係長 それでは同じ25ページの下の方になりますけれども0610農業振興費の補正となります。09節の旅費でございますけれども派遣職員の普通旅費として13万4,000円を増額補正させていただくものでございます。理由としましては、本年4月より町から上伊那農業協同組合へ職員が1名派遣されております。その職員が保有する自家用車を公務に使用することによります旅費、車賃の計上をさせていただいたものでございます。12ヶ月分ということで13万4,000円の計上をさせていただきました。以上です。

○木村耕地林務係長 引き続きまして26ページの林業費0680林業振興費でございます。ペレットストーブの補助金ということで県のほうで第3期の森林づくり県民税の関係で新たな事業、新しく改正されたものとなります。2台県の方に補助金の要望をさせていただきますのでその2台分、1台10万円ということで20万円歳出の補助金を計上してあるものでござ

ざいます。9ページにお戻りいただきましてその関係の歳入でございます。1台につき4分の3県から補助金をいただくことができますので、7万5,000円の2台分、15万円を収入として見込むものでございます。以上です。

○小田切商工観光係長 では商工費の関係、27ページをご覧ください。07款 商工費の01項03目の0720産業支援センターみのわの管理費になります。まず役務費ということで通信運搬費の増ということで33万9,000円をお願いしているんですが、当初、産業支援センター建てる時にですね、この庁舎、本庁舎のランシステムを使ってインターネットを活用しようと思っていたんですが、ちょっとセキュリティー上ですね、一般の企業さんが入られたときにそれとこの行政である役場が同じシステムというのはまずかろうということで、センターだけの要はインターネットの回線を引くことに伴いましてフレッツ光を引っ張ったんですけれどその通信費ですとかプロバイダー利用料ですとか、Wi-Fiの利用料、365日保守見守りシステム利用料などの6月以降の10ヶ月分の費用になります。続きまして広告料でございます。14万円ということでお願いするわけですが、創業支援オフィス、ご存知の通り今まだ1件も入っていないんですけれども、やっぱり少し宣伝が必要じゃないかということでチラシはつくったんですけれど、それとは別にですね、例えば地域新聞ですとか信濃毎日新聞の方にですね、記事ということではなくちゃんと広告としてある程度の大きさを持って出していきたいということでお願いするものです。また合わせて今探っているんですけれど、今どっちかというところも大事なんですけれどもWEB広告というんですかね、そういう創業をするような方々が見に来たときにそこに載せるにはただ載せてくださる、例えば公的機関のところもあるんですがお金を有料でというところもありますので、そういうところに活用していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 説明が以上のようにございます。質疑を行いたいと思います。ご質問ある方はお願いいたします。小島委員

○1番 小島委員 ペレットストーブの補助金ということで2台分。補助金を貰わないと分からないかもしれないが、町の中の普及率はどの位普及しているか分かるかどうか。また、これまで補助金をどれ位出しているかその辺はどうですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 木村係長

○木村耕地林務係長 基本的に、補助金を支給したものが概ね昨年度まで年間2台ずつ出ています。補助金を出している部分については把握しているが、それ以外のものについて町として把握出来ていないというのが現状ですので、町内においてペレットストーブがどの位普及しているのかというのは現段階では分からないというのが正直なところです。

○1番 小島委員 補助金を出している台数はこれまで何台くらいあるのかな。

○木村耕地林務係長 それにつきましては、正式に資料がございませんので後ほどお話しさせていただきますと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。浦野委員

○8番 浦野委員 25 ページ、農業振興費でJAの派遣職員の普通旅費。これは自家用車の使用ということですが、これについて自家用車の公務使用となると何キロ×いくら37円かなという形になると思うが、その把握はどうやってするのかということをお聞きします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 把握につきましては、箕輪町一般職の職員の旅費に関する条例に基づいて報告いただきますのでそれで把握していくことになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 職員がやるように自動車使用簿みたいな形を出させて、それに伴って確認し支給するということですね。

○市川農業振興係長 そうです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)産業振興課、商工観光推進室に係る部分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。ありがとうございました。

【補正予算に関する回答】

○木村耕地林務係長 先ほどご質問のあったペレットストーブの関係ですが、25年に1台、26年に3台、27・28・29がそれぞれ2台の合計10台が補助金交付されています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは以上で終了いたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

⑤建設課

○13番 中澤総務産業常任委員長 会議を再開いたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)建設課に係わる分の審査を行いたいと思います。課長から説明をお願いいたします。課長

○唐澤建設課長 それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)の建設課に係わる部分について説明をさせていただきます。今回の建設課の分につきましては8款の土木費のみでございます。補正予算書28ページをご覧くださいと思います。28

ページと29ページが今回の補正の該当箇所になっております。総務課の方から説明があったかと思うんですが、給料、職員手当、共済費につきましては総務課の方の件費のところの説明がされておりますので今回の説明のところからは省かせていただきます。それでは28ページ中段の道路維持費のところから歳出を申し上げ、係わる収入につきましてそれぞれ担当する係長から説明をさせますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 根橋係長

○根橋建設管理係長 それでは8款の2項の1目になります。道路維持費について説明いたします。補正前の額が5,216万6,000円、補正額が87万6,000円、計5,304万2,000円になっております。こちらの内訳ですけれども、まず需用費の方の修繕料といたしまして町道側溝路肩等修繕、こちらの方増額としまして47万6,000円を計上しております。こちらは町道53号線、松島の変電所のところの線になりますけれども、そちらを春日街道より西に行ったところに大原橋というところがありまして、そちらの西側のところの横断側溝ですけれども、そちらが破損してしまったための修繕費を計上しております。続きまして原材料費、16節の方になりますけれども、こちらの原材料費としまして40万円、原材料を増としております。こちらにつきましては道路の破損等に使用する常温合材、こちらのほう区のご協力とかもいただいて道路の補修を行っているんですが、特に今年区の皆さん、4月にかかりの受注というか作業を行っていただきまして、今年度予算がちょっと足りなさそうだということで補正をさせていただきました。説明は以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小沢係長

○小沢建設工事係長 続きまして0811道路舗装補修工事費につきまして説明いたします。工事請負費に900万円の計上をいたしました。内容につきましては町道1号線、場所といたしましては八乙女から八乙女クリーンセンターにかけての部分ですけれども以前、広域連合の方でクリーンセンターに係わる工事におきまして道路を1回掘削しております。現在、仮舗装してある状態ですけれどもこれにつきまして本復旧をするといったものであります。これにつきましては特定財源といたしましてその他に同じく900万円計上してございますけれども、予算書の方では13ページになりますが雑入に計上してございます。工事費に掛かった部分、その分が上伊那広域連合から負担金といったような形で収入見込みでございますので工事自体は箕輪町で行い、財源につきましては広域連合で負担していただくといったものであります。続きまして0832社会資本整備総合交付金事業費でございます。同じく工事請負費に3,325万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては社会資本整備総合交付金におきまして、事業費の内示また国庫交付金につきまして内示が出ました。それにつきましては当初見込んでいたよりも内示額大きく付しまして、国庫補助金につきましては交付金といたしまして1,662万7,000円、この分が大きく増額して内示決定しております。この分工事が大きく拡大してできるといったものになりますけれども、その部分を工事費として計上いたしました。また交付金以外に起債におきましても1,490万円計上させていただきました。特定財源といたしまして国庫補助起債とあとは一般

財源といった形になりますけれども、3,325万4,000円、場所といたしましては大出の51号、52号線の部分、あとは6号、316号、また1号線の舗装工事につきまして工事面積等を拡大して行う予定でおります。建設課に係わる補正に関する部分、以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。説明をいただきました。それではご質問のある方はお願いいたします。浦野委員

○8番 浦野委員 社会資本整備の関係で、内示額が多くなったことは結構なことですが、思ったより多くついたということだろうけれど、何かその理由とかあるいは国の財政状態が良くなったので沢山くれるようになったとかその辺はどんな風であるか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小澤建設工事係長 社会資本につきましては、道路整備に係る部分、項目といたしまして箕輪町から4本あげてございます。その内の一つ、1号線の大出の箇所につきましては、まだ工事が未定な部分もございまして、その部分を6号伊那プリンスの東側等を延長を伸ばしましてやっていきたいと思っています。1号線の部分につきましては、産業振興課の方で今検討中のものでもありますので、場合によってはそちらに移行することも今後ありますけれども、現段階ではこちらの建設課のサイドの事業にあてるといったものになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 私が聞いたかったのは、どういう風にこれからやるということではなくて、今まで出してこなかったものが、どんと来たということ、いわゆる国の経済状態が良いとかそんなようなところを聞いたかったのですが。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○唐澤建設課長 数字的なものを持ち合わせている訳ではありませんけれど、社会資本総合整備交付金の大きな外形というのは毎年そんなには変わっていないと聞いています。その中で各自自治体からこういったものに交付金をくださいといったものが、全国的に積みあがっていった時にその中身の構成というかそういうものが変わることによって、長野県には今年はずっとより沢山とか少ないとかそういう調整が国のレベルでなされているものだと思います。一般的な社会資本整備交付金よりも防災安全というような名目がかかるもの、橋の工事ですとかが多いのですが、そういったものにつきましては割と内示率がこの頃良いと聞いています。全国的な組み合わせの中で長野県に対する配分が多かったのが箕輪町に対しても多くなったという風に推測する以外はないと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑はないものと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしと認めます。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)建設課に係わる部分について、原案のとおり可決するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり可決したものといたします。

【建設課 終了】

⑥水道課

○13番 中澤総務産業常任委員長 水道課につきましては議案がありませんのでお願いいたします。

【水道課 終了】

⑦会計課

○13番 中澤総務産業常任委員長 会計課につきましては議案がありませんのでお願いいたします。

【会計課 終了】

⑧議会事務局・監査委員事務局

○13番 中澤総務産業常任委員長 議会事務局・監査委員事務局につきましては議案がありませんのでお願いいたします。

【議会事務局・監査委員事務局 終了】

⑨陳情審査

○13番 中澤総務産業常任委員長 会議を再開いたします。総務委員会に付託された陳情の審査を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○田中議会事務局長 陳情受理番号第4号 受理年月日 平成30年5月18日 陳情項目 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情。陳情者は伊那市東春近 3860-6 平和ってなんだ・伊那谷 代表 角憲和さんでございます。陳情内容については次長より朗読させていただきますのでお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 次長

○小松議会事務局次長 陳情書朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 ただ今、陳情を朗読いただきました。それでは審議に入りたいと思います。陳情の審査ですので皆さんからそれぞれご意見をいただきたいと思います。順番でもいいんですが、ご意見ある方からお願いします。浦野委員

○8番 浦野委員 ここには1~4まで反対の理由ですが書いてあります。1にはやり方が逆だと、国民主権でなければいけないのが逆に反対から政府側から来ているんだと、特に現在の総理大臣の方から出ているということで根本的に誤っているというようなこと、2に

は自衛隊はどうしてもどんなことをしても無理があるというようなこと、3もそうですね。どうやっても9条に位置づけにしようがないということを書いてあります。この中で、特に今言われているのは自衛隊の明記ということが、自衛隊は何もなくて自衛隊は違憲だという憲法学者等の意見が大変多いと、そういう中で自衛隊を9条へ明記しなければならない。9条の2にそのままに置いといて9条の2にするというのは問題があるとしても、いずれにしても自衛隊というのはこれだけ国民に認められて頼りにされているものであるので、憲法違反だというようなことを言われたのは本当にここにも書いてある「違憲かもしれないが命張れは無責任」というようなことが書いてありますが、それを認めない自衛隊をどうやっても位置づけができないというような陳情、これには私としては反対です。

もう一つ、自民党の改憲案には自衛隊明記だけではなくて緊急事態の対応、緊急事態が起こった場合は特別に出来るんだという考え、それから今違憲だといって合区問題ですね、2県で一人をとという参議院あたりでそういう所が出てしまった。これは人口を基にしてやっているの、都会を増やしてそういう所はみんな合区にしているということだけれど、自分の県に代表者がいない所が出ている訳で、これについても1県に一人いて後は人口割というような形にすべきだと私は思う。

もう一つは教育の充実ですね。無償化とかそういうものを含めた改憲案でありますので、それを反対ということには賛同できません。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他ありませんか。それでは皆さんからお聞きしたいと思います。小島委員

○1番 小島委員 これは結局最終的に考えると、国民の声が大事なだけけれど、最終的には国民投票になるわけね、憲法改正は、これを議会として出すとすると、議会です出すということは町民の考えはそうだよという風にとられやすい。こういう意見があるのは分かるが大多数かとなるとちょっと疑問がある。私はちょっと賛成できない。要するに反対の考えになるね、私は。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 このことについては、長い時間をかけていろんな人がいろいろなように言っている訳です。それを全部聞いて全部知っているかといえばそうではないが、その位論議をして反対だ、賛成だいやそれは違う、正しいだというさんざんやっている訳です。尚且つ憲法は3分の2以上の改正の部分を持っているので、このことについてもう少し色々な部分で検討し、軍隊として出て行ったのでおかしいではないかというようなお話をしている最中において、こういう事が出てくることに対して本当に国民の皆さんがどの程度それを知っていてやっているかというところ甚だ疑問だと、私が議会に来てこういう陳情書を見て後は新聞とテレビを見るだけでやっているという風になってくると、今言うように議会でこの意見を持って箕輪町議会はこうです。という風に賛成、反対でどちらかを出さなければならないということに対しては、どちらか選べということであれば私はこの意見書に対しては反対です。反対ですけれど、私はもっと違う方法があっても良いかなとい

う部分もあって、はっきりしていませんけれど基本的には反対です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情ということなので、町の議会という立場でこの自民党改憲案に反対の意見書提出という話は、何となくもう少し議論が深まった中でされるならだけど、国民ましてや町民自身がまだそこまで理解をしていない気もするので、議会に対して意見書を出してくれと言われても安易に議会として出せと言われて納得は出来ないんです、私としては。まだまだ町、町民の中でもそういった意見が出てくる中で、箕輪町議会でも考えろとなればだが、こういったことを出されてこれに対して反対する意見書を出してとされても無理ではないかなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 いつもこういう形で出されてくるが、よく読んでも意味が分からない部分があって、確かに集団的自衛権の限定容認、安保法案も下敷きにした72年政府見解政府答弁書による自衛権行使の三要件、見直しが不可避といってもまた戻ってそれをやることがおかしな話であって、この部分を町議会として、町の皆さんがもし町議会で賛成の意見書を出したということになれば、反対意見の意見書を出したということになればちょっと問題視される気がします。いつも角さんには申し訳ないけれど、私としては反対の形を申し上げたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 いずれにしろ改憲案自体は国会で議論されることになってくると思うので反対なり賛成なり、国会議員の人達が議論をしていくことになると思います。それとこの中で、国民からそういう声が起きている訳ではないという話なのですけれど、先日のNHKの世論調査で見ると憲法の改正の必要性は67%位の人が認めているんだね。何らかの改正が必要であると。それと政党を見ている、少なくとも立憲民主党までは改正の必要性自体は認めている。改正の中身はともかくとして。そう考えると大勢の皆さんから出ている意見は、町民の皆さんも恐らくそういう感じで賛成の人から反対の人までいるでしょうけれど、大方の意見がこの人と同じということは言えないのではないかと思います。そんな事も申し添えながら、皆さん全員からご意見を聞きましたので、採決という事にさせていただきたいと思いますが、よろしいですかね。

今の中では、継続審査にするとか趣旨採択にするという意見は出されておきませんので、採択するか否かという事で挙手採決にしたいと思います。陳情受理番号第4号 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対の意見書提出を求める陳情。これの採択に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 念のために不採択とする方は挙手をお願いします。

【不採択に賛成挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員でございますので、本陳情については不採択と

平成30年6月定例会総務産業常任委員会審査

することで議会に報告してまいりたいと思います。ありがとうございました。以上で本日の委員会は終了いたします。

午後2時55分 閉会